

令和4年度共同募金広域助成募集要項

【令和4年度共同募金による令和5年度助成事業】

社会福祉法人秋田県共同募金

令和4年度共同募金による令和5年度助成事業を募集します。

I 募集する助成事業

1 広域的先駆的福祉活動への助成

- ① 広域的福祉活動への助成
- ② 先駆的福祉活動への助成
- ③ 福祉施設・市町村社協への助成

2 社会課題解決プロジェクト助成

II 助成対象の団体

県内で社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を行っている次の団体です。

- ① 社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ② 法人格を持たないボランティア団体・福祉団体
法人格を持たない団体は、次の要件を満たすことが必要です。
 - ・会則、事業計画、予算・決算等が整備されている
 - ・団体名義の金融機関預金口座を開設している
 - ・共同募金助成事業であることを広報できる

III 助成対象の事業

県内で地域福祉の推進を図るための社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を対象とします。

IV 助成対象としない事業

次の事業は、対象となりません。

- ① 会員及び構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ② 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のための手段として行う事業
- ③ 特定の個人的活動又はそれに類する活動
- ④ 国又は地方公共団体が設置かつ経営し、又はその責任に属されるとみなされる事業
- ⑤ その名称のいかんにかかわらず営利を目的に行っているとみなされる事業
- ⑥ 他団体又は下部組織への助成を目的とした事業
- ⑦ 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- ⑧ 社会福祉法人が行う公費による補助・委託事業又は介護保険法、障害者総合支援法等に基づく事業（ただし、障害者の就労支援事業は助成対象とする。）

広域的先駆的福祉活動への助成

1 助成内容

1 広域的福祉活動への助成

- ① 対象団体
県域または複数の市町村域で活動する福祉団体
- ② 対象事業
ア 秋田県社会福祉協議会が行う県全体の地域福祉を推進するための事業
イ 広域的な福祉課題の解決を目的とした事業
例 研修会やフォーラムの開催、東北ブロック・全国大会の主催
- ③ 対象経費
ア 事業に必要な会議費、研修費、報償費（講師謝礼等）、旅費等
イ 事業に必要な備品等購入費
- ④ 対象外経費
ア 団体運営に関わる管理経費
イ 団体本来の活動に関する人件費（事業に直接係る経費は除く）
ウ 団体運営上必要な備品等購入費
エ 飲食費、高額な交通費及び視察研修費
- ⑤ 助成率
対象経費の3/4以内（75%）
- ⑥ 助成額
ア 秋田県社会福祉協議会
別に定めます。
イ 秋田県社会福祉協議会以外の団体
上限額200万円（同じ団体には原則2年連続の助成は行いません。）

2 先駆的福祉活動への助成

- ① 対象団体
NPO法人やボランティア団体、社会福祉法人等
- ② 対象事業
ア 地域の福祉課題の解決に取り組む活動
例 地域から孤立をなくすことを目的とした活動
生活困窮者の支援活動
高齢者や障害者の生活を支えるための活動
イ 社会福祉法人（施設）による地域公益活動
例 福祉施設の機能を活かして障害者の地域生活を支える活動
- ③ 対象経費
ア 事業に必要な会議費、研修費、報償費（講師謝礼等）、旅費等
イ 事業に必要な備品等購入費
- ④ 対象外経費
ア 団体運営に関わる管理経費
イ 団体本来の活動に関する人件費（事業に直接係る経費は除く）
ウ 団体運営上必要な備品等購入費
エ 飲食費、高額な交通費及び視察研修費

- ⑤ 助成率
対象経費の3／4以内（75％）
- ⑥ 助成額
上限額200万円
同じ事業には原則2年連続の助成は行いません。ただし、継続による効果が見込まれる場合は、全体計画・年次計画を添付して申請できます。

3 福祉施設・市町村社協への助成

- ① 対象団体
 - ア 福祉施設（事業所）を運営する社会福祉法人やNPO法人等
 - イ 市町村社会福祉協議会
- ② 対象事業
 - ア 利用者の処遇改善等に必要な福祉施設の改築・修繕、車両・備品等購入
 - イ 地域福祉活動に必要な車両・備品等購入
- ③ 対象経費
社会福祉施設の改築・修繕、備品等購入費
車両購入費（車両本体価格、付属品等、助成の表示費用）
- ④ 対象外経費
車両購入に係る登録諸費用、税金、保険料等
- ⑤ 助成率
対象経費の3／4以内（75％）
- ⑥ 助成額
上限額200万円
同じ団体には原則2年連続の助成は行いません。
また、本会が推薦する助成事業に決定した団体には助成は行いません。

2 助成までの流れ

令和4年4月	助成事業の募集（4月1日～5月31日） 助成申請書の提出（申請団体→県共同募金会）
6月	申請書類の調査
7月	公開プレゼンテーション審査
8月	助成計画を決定 申請団体に内定通知（県共同募金会→申請団体）
10月	赤い羽根共同募金を開始
5年2月	申請団体に内示額を通知（県共同募金会→申請団体） 事業実施計画書の提出（申請団体→県共同募金会）
3月	共同募金の助成決定
4月～	申請団体に助成決定通知（県共同募金会→申請団体） 助成団体が事業開始（令和6年3月末まで事業完了） 交付申請書の提出（申請団体→県共同募金会） 助成金の交付（県共同募金会→申請団体）

3 助成の手続き

1 申請

申請書（別紙様式）に添付書類を添えて申請してください。

必要に応じて、現地調査を行う場合や申請書類の照会、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

2 審査

書類審査のほか、公開プレゼンテーションによる審査を行います。

ただし、申請多数の場合は、書類審査を実施のうえ、公開プレゼンテーション前に不採択となる場合があります。

申請された事業が地域福祉課題の解決につながるものであるかを基本に、必要性・先駆性・有効性などを審査します。

申請団体には、審査結果を令和4年8月通知する予定です。

3 助成決定及び助成金交付

① 助成決定

令和4年度共同募金の実績を踏まえて、配分委員会で審議し、理事会及び評議員会の承認を経て決定します。

なお、審議の結果、助成金が申請額より減額される場合があります。

助成が決定した団体には、令和5年4月上旬通知する予定です。

② 助成金の交付

助成金は、助成が決定した団体からの交付申請書に基づき交付します。

4 事業内容の変更・延期及び助成の辞退等

① 事業計画の変更・延期

助成決定した後、やむを得ない事情により事業内容の変更・延期する必要がある場合は、変更・延期申請書を本会に提出し、承認を得るものとします。

② 助成の取消

事業計画変更の承認を得ないで事業内容を変更し実施した場合、又は偽りその他不正な手段により助成を受けたと判断した場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の本会への返還を命じます。

③ 助成の辞退

助成事業の継続が困難になった場合、又は当該年度中に事業を完遂できなくなった場合は、助成辞退届を提出のうえ、助成金を返還するものとします。

5 事業の実績報告

事業完了後3か月以内に完了報告書を本会に提出してください。

6 助成の表示

共同募金の助成を受けたことが分かるよう、会報等への掲載や整備した備品へのステッカー貼付など、適切な方法で広報してください。

「共同募金使途明示の手引」を本会ホームページでご確認ください。

社会課題解決プロジェクトへの助成

1 趣旨

本プロジェクトは、社会課題の解決に取り組む団体の活動資金の確保を共同募金会がバックアップするものです。

活動団体は課題解決に向けた取組を広く周知するとともに、寄付者は共感する団体を選択して寄付できます。

助成が内定した団体（エントリー団体）は、令和5年1月から3月までの期間に募金活動を行います。

2 助成内容

- ① 対象団体
NPO法人やボランティア団体等
- ② 対象事業
公的制度だけでは解決できない地域の福祉課題の解決に取り組む活動
例 地域から孤立をなくすことを目的とした活動
ニートやひきこもり者への支援
子どもの貧困対策に取り組む活動（こども食堂、学習支援など）
家庭内暴力や虐待の被害者への支援
犯罪者の更生保護活動
- ③ 対象経費
ア 事業に必要な会議費、研修費、報償費（講師謝礼等）、旅費等
イ 事業に必要な備品等の購入費
- ④ 対象外経費
ア 団体運営に関わる管理経費
イ 団体本来の活動に関する人件費（事業に直接係る経費は除く）
ウ 団体運営上必要な備品等の購入費
エ 飲食費、高額な交通費及び視察研修費
- ⑤ 助成団体数
概ね10団体程度
- ⑥ 助成申請額
20万円以上
- ⑦ 助成額の算定
助成額は、団体に寄せられた寄付額に寄付額に応じた加算額を加えた額とします。
ただし、団体数及び募金実績により変更する場合があります。

団体に寄せられた寄付額	助成額
～1万円未満	団体別寄付額のみ
1万円～5万円未満	団体別寄付額+加算額5万円
5万円～50万円未満	団体別寄付額×2
50万円以上	団体別寄付額+加算額50万円

3 募金活動

- ① 募金期間
令和5年1月1日～3月31日
- ② 募金方法
本会指定の専用振込用紙により行います。
本会では、エントリー団体と協議し、専用振込用紙付きチラシを作成します。
- ③ 募金運動連絡会議
募金運動を円滑に進めるため、3回程度開催します。
- ④ その他
団体が掲げた活動への共感に基づく寄付金であることから、募金運動開始後の辞退は、原則として認められません。

4 助成までの流れ

- | | |
|--------|---|
| 令和4年4月 | 助成事業の募集（4月1日～5月31日）
助成申請書の提出（申請団体→県共同募金会） |
| 6月 | 申請書類の調査 |
| 7月 | 公開プレゼンテーション審査 |
| 8月 | 助成計画を決定
申請団体に内定通知（県共同募金会→申請団体） |
| 10月～ | 募金運動連絡会議を開催（3回開催予定） |
| 5年1月 | 社会課題解決プロジェクト募金の開始 |
| 3月末 | 社会課題解決プロジェクト募金の終了 |
| 4月 | 申請団体に助成決定通知（県共同募金会→申請団体） |
| 4月～ | 事業実施計画書の提出（申請団体→県共同募金会）
助成団体が事業開始（令和6年3月末まで事業完了）
交付申請書の提出（申請団体→県共同募金会）
助成金の交付（県共同募金会→申請団体） |

5 助成手続き

1 申請

申請書（別紙様式）に添付書類を添えて申請してください。
必要に応じて、現地調査を行う場合や申請書類の照会、追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

2 審査

書類審査のほか、公開プレゼンテーションによる審査を行います。
ただし、申請多数の場合は、書類審査を実施のうえ、公開プレゼンテーション前に不採択となる場合があります。
申請された事業が地域福祉課題の解決につながるものであるかを基本に、必要性・先駆性・有効性などを審査します。
申請団体には、審査結果を令和4年8月通知する予定です。

3 助成決定及び助成金交付

① 助成決定

各団体に寄せられた寄付額に応じて助成額を決定し、令和5年4月上旬通知します。

各団体では、助成額に応じた事業実施計画書を提出してください。

② 助成金の交付

助成金は、助成が決定した団体からの交付申請書に基づき交付します。

4 事業内容の変更・延期及び助成の辞退等

① 事業計画の変更・延期

助成決定した後、やむを得ない事情により事業内容の変更・延期する必要がある場合は、変更・延期申請書を本会に提出し、承認を得るものとします。

② 助成の取消

事業計画変更の承認を得ないで事業内容を変更し実施した場合、又は偽りその他不正な手段により助成を受けたと判断した場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の本会への返還を命じます。

③ 助成の辞退

助成事業の継続が困難になった場合、又は当該年度中に事業を完遂できなくなった場合は、助成辞退届を提出のうえ、助成金を返還するものとします。

5 事業の実績報告

事業完了後3か月以内に完了報告書を本会に提出してください。

6 助成の表示

共同募金の助成を受けたことが分かるよう、会報等への掲載や整備した備品へのステッカー貼付など、適切な方法で広報してください。

「共同募金使途明示の手引」を本会ホームページでご確認ください。